

労災保険における耐用年数の取扱いについて

1 耐用年数の定義について

労災保険法及び障害者自立支援法において、「耐用年数は、通常の装用（使用）状態において、当該材料・部品（当該装置）が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること」と定められている。

2 耐用年数経過後の取扱いについて

労災保険法においては、「耐用年数を超えたものを有する方」に対しては、当該義肢等補装具の使用状況に関わりなく再支給が可能である。

一方、障害者自立支援法においては、「実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること」と定めており、耐用年数を経過後であっても、使用状況に応じて再支給の可否を決定することとしている。

3 労災保険における現状について

下腿義足、足底装具、靴型装具、義眼の4種目について、労働局の支給実績から再支給の状況についてサンプル調査を実施したところ、耐用年数経過後直ちに申請が集中している状況は見られなかった。

現在のところ、義肢等補装具の再支給について、耐用年数が経過したことをもって直ちに再支給される事案が相当程度存在するものとは認められない。

今後とも、耐用年数と再支給の状況について、継続的に把握することとしたい。

種 目・・・下腿義足

耐用年数・・・2年

年度	件数
H 2 1 年度	5 8 件
H 2 3 年度	1 2 件 { 2 4 ヶ月で再支給・・・7 件 2 5 ヶ月で再支給・・・1 件 2 6 ヶ月で再支給・・・2 件 2 7 ヶ月で再支給・・・1 件 2 8 ヶ月で再支給・・・1 件 }

種 目・・・足底装具

耐用年数・・・1. 5 年

年度	件数
H 2 1 年度	7 件
H 2 2 年度	2 件 { 1 8 ヶ月で再支給・・・1 件 2 1 ヶ月で再支給・・・1 件 }
H 2 3 年度	0 件

年度	件数
H 2 2 年度	1 0 件
H 2 3 年度	0 件

種 目・・・靴型装具

耐用年数・・・1. 5 年

年度	件数
H 2 1 年度	1 5 件
H 2 2 年度	2 件 (1 8 ヶ月で再支給)
H 2 3 年度	0 件

年度	件数
H 2 2 年度	1 2 件
H 2 3 年度	0 件

種 目・・・義眼

耐用年数・・・2 年

年度	件数
H 2 1 年度	1 2 件
H 2 3 年度	2 件 (2 5 ヶ月で再支給)